

鳩山町町制施行 40 周年記念ロゴマーク募集要項

～鳩山町の将来を担う子どもたちとつくる、ロゴマーク～

1 趣旨

鳩山町は、昭和 57(1982)年 4 月 1 日、鳩山村が町制を施行し、現在の鳩山町が誕生しました。令和 4(2022)年に、町制施行 40 周年を迎えます。40 周年という節目の年を捉え、これまで鳩山の礎を築いてきた先人の歩みとその労苦にあらためて敬意を表するとともに、町全体で 40 周年という記念の節目を祝い、本町の更なる発展を指向して、様々な記念事業の展開や町内外に鳩山町の魅力を発信するにあたり、より多くの町民の皆様と一体感を持って 40 周年を盛り上げるため「町制施行 40 周年記念ロゴマーク」を募集します。

2 使用目的

採用作品は、町制施行 40 周年を広く P R するため、各種印刷物や町ホームページ、関連グッズ等で使用するほか、鳩山町が認める事業等でも使用します。(行政だけでなく、広く町民等が活用することを想定しています。)

3 募集内容

(1) 募集期間

令和 3 年 11 月 11 日 (木) から令和 4 年 1 月 11 日 (火) まで (必着)

(2) ロゴマークの条件

- ①鳩山町をイメージした親しみやすさがあり、「町制施行 40 周年」であることがわかるデザインとしてください。
- ②フルカラー・単色・モノクロでの使用や、拡大・縮小してもイメージが損なわれないデザインとしてください。
- ③できるだけ多くの方に見分けしやすい配色を選んだり、障がいのある方や高齢者を含めたすべての方に情報が伝わるよう配慮したりするなど、ユニバーサルデザインを心掛けたデザインとしてください。
- ④手書きで作成する場合は、所定の応募用紙又は画用紙などの A 4 白色用紙を縦長で使用し、縦 10 cm×横 10 cmの枠内にデザインしてください。作品の背景は白色とし、作品に重ならないように上下を示してください。
- ⑤電子データで提出する場合は、ファイル形式を PDF、JPG、PNG、GIF のいずれかとし、解像度は 350dpi 程度、データサイズは 5MB 以内としてください。また、A 4 サイズで印刷した際にデザインが鮮明にわかるものとしてください。なお、AI・PSD 形式などで元データを作成した場合は、後日提出を求められる場合があります。

(3) 応募資格

応募者の制限はありません。(プロ・アマチュア・年齢・住所を問いません。)

応募数に制限はありませんが、1 申請につき 1 作品とします。

(4) 応募方法

ロゴマークの応募方法は、電子申請・郵送・持参のいずれかとなります。

それぞれの応募方法の注意事項は下記のとおりです。

なお、1 人何点でも応募できますが、1 件の応募で 1 つの作品を送付してください。

①電子申請での応募方法

- ・専用応募フォームで、必要事項を入力の上、応募作品のデータを添付して送信してください。
- ・専用応募フォーム URL : <https://bit.ly/3D3JRRB>

②郵送又は持参での応募方法

- ・作品が電子データの場合は、電子媒体(CD-R 等)に応募作品と必要事項を入力した応募用紙のデータを保存し、郵送又は持参してください。
- ・作品が手書きの場合は、応募作品の原本(応募用紙に直接記載しても可)と必要事項を記入した応募用紙を郵送又は持参してください。その際、作品を折り曲げたり丸めたりしないでください。

(5) 応募及び問合せ先

鳩山町町制施行 40 周年記念事業 プロジェクトチーム事務局
(鳩山町政策財政課内)

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

電 話 : 049-296-1212

メール : h220@town.hatoyama.lg.jp (問合せ専用)

4 選定方法

(1) 一次審査

鳩山町町制施行 40 周年記念事業プロジェクトチームで審査し、20 点を選出します。

(2) 二次審査

一次審査で選出された作品を対象に、鳩山町町制施行 40 周年ロゴマーク選考委員会(鳩山町議会・鳩山町教育委員会・鳩山町校長会・鳩山町 PTA 連絡協議会・鳩山町商工会からの選出者)で審査し、5 点を選出します。

(3) 三次審査

二次審査で選出された作品を対象に、町内小中学生による投票を実施します。最も投票数の多かった 1 点を採用します。

5 結果発表

令和 4 年 3 月に採用作品の制作者に通知するとともに、町ホームページ及び令

和4年4月広報はとやまで発表します。

6 表彰

最優秀賞（採用作品）：町長から賞状の授与、副賞（地域の特産品等）

優秀賞（2点）：町長から賞状の授与

7 著作権等に関する事項

- (1) 採用作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、鳩山町に帰属するものとし、また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合(応募後に侵害となった場合を含みます。)、本募集要項に反している場合又は法令に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。また、既に賞を授与した後にその事実が判明した場合は、商品代に要した経費を返還していただきます。
- (3) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。鳩山町は一切の責任を負いかねます。なお、採用作品に関連して、鳩山町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (4) 他の自治体・企業・団体等が募集するロゴマークへの二重応募は認められません。

8 個人情報に関する事項

- (1) 応募者の個人情報は、応募作品の選定、選定結果の通知、受賞作品の発表、賞の授与のために使用し、これ以外の目的には使用しません。
- (2) 受賞された場合は、制作者の氏名、年齢、住所(市町村名まで)を、鳩山町ホームページ・広報紙等で公表することがあります。

9 応募に関する注意事項

- (1) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (2) 応募作品・書類や、提出された電子媒体は返却しません。
- (3) 応募作品を提出後に修正することはできません。
- (4) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考経過のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。
- (5) 送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。

10 その他

- (1) 以下の場合は失格となります。
 - ①応募作品の内容が公序良俗に反する場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③本募集要項の要件を満たしていない場合
- (2) 鳩山町が採用作品を公表するまで間は、応募したデザイン案を他者に公表しないでください。
- (3) 採用作品の使用にあたっては、作成者と協議の上、必要に応じてデザインや色彩などを加工又は修正する場合があります(手書き作品については、鳩山町でデータ化します。)
- (4) 18歳未満の方は、保護者の同意が必要になります。
- (5) 本募集要項に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (6) 応募の時点で、本募集要項記載事項に同意したものとします。